

企画ワーキンググループ中間とりまとめのアクションプランの取組状況

平成14年7月18日

産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会

項目名	アクションプラン	取組状況
<p>【3Rの取組の基本的考え方の整理】</p> <p>1. 拡大生産者責任と役割分担</p>	<p>1. 具体的な製品毎に確立されてきた拡大生産者責任と役割分担の考え方について、循環型社会形成推進基本計画（平成14年度中に策定予定）に適切に反映されるよう、中央環境審議会等に積極的に情報発信していく。</p> <p>2. 一連のリサイクル関連法律や産構審リサイクルガイドラインによってルール化されていない製品について、事業者をはじめとした各主体の役割分担について製品毎に網羅的な検討を行い、必要に応じて、自主的取組、産構審リサイクルガイドライン、法律等のうち適切な手法により措置を講じていく。その際、できる限り、事業者による自発的発意を尊重し、それをサポートできる枠組みを用意していくことが必要である。</p> <p>3. 廃棄物処理法、建築基準法等の各種法制度や規制について、事業者によるリサイクル等を促進する観点から、適切な見直しが行われるよう、総合規制改革会議や中央環境審議会（平成14年度中に廃棄物・リサイクル問題に係る検討の結果をとりまとめる予定）等に積極的に情報発信していく。</p> <p>4. 地方公共団体に対して、廃棄物処理に関して、有料化の一層の導入、コストも含めた実態の情報公開を求めていくとともに、EPRの導入による処理ルートの変更に起因する処理費用の減少分の還元・活用方法などの課題について議論を喚起していく。また、リサイクル施設の立地促進、ステークホルダー間の調整に向けてより積極的なイニシアティブを発揮するよう促していく。</p> <p>5. 産業界、事業者間の共同での回収・リサイクルの取組が円滑に進むよう、独占禁止法の適切な運用に関して公正取引委員会に対して意見を述べていく。</p>	<p>1. 平成14年2月に、中央環境審議会第7回循環型社会計画部会において、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会企画ワーキンググループ中間とりまとめを紹介した。また、平成14年5月に、中央環境審議会第8回循環型社会計画部会において、循環型経済システムの構築に向けた経済産業省の取組を紹介した。</p> <p>2. 資源有効利用促進法の対象品目、産構審リサイクルガイドラインの対象品目、排出量が特に多いもの、環境負荷物質を含有しているものについて、業種・製品の現状及び今後の展望について、産業界の協力を得つつ、データの収集・整理を行った。今後、3Rの取組の高度化を求めるべき業種・製品を抽出し、法律や産構審リサイクルガイドラインに業種・品目追加を行い、取組を求めていく。</p> <p>3. 累次の産業構造審議会の議論を踏まえ、平成14年3月に、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会循環ビジネスワーキンググループ事務局から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会事務局に対して廃棄物処理法の見直しに関する意見を提出した。廃棄物処理法の見直しについては、引き続き、検討していく。</p> <p>4. 上記1.の機会等で、ごみの有料化の一層の導入や、拡大生産者責任（EPR）の導入による地方公共団体の処理費用の減少分の還元・活用方法などの課題について、問題提起した。</p> <p>5. 公正取引委員会は、廃家電4品目の回収に関する共同組合による共同あっせん事業、事業者団体によるリサイクル費用の徴収方法に関する自主基準の設定、レジ袋の利用抑制のための有料化の決定等について、事前相談制度に基づく相談及び回答の内容を公表した。</p>

項目名	アクションプラン	取組状況
<p>2. 3Rの取組を行うべき業種・製品、取組のクライテリアの高度化</p>	<p>1. 排出量、製品に含まれる資源の有用性、製品の処理困難性（特に希少性、地域偏在性が高く代替可能性の低い資源や、有害性、処理困難性の高い物質の含有量・率の大きいもの）というクライテリアに基づき、優先的に3Rの取組の高度化を求めるべき業種・製品を抽出し、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法などの法律や産構審リサイクルガイドラインに業種又は品目追加を行い、取組を求めている。この際、他省庁所管の業種・製品についても業種又は品目追加の検討を求めている。また、その際、事業者の自発的発意を尊重し、それをサポートできる枠組みを用意していくことが必要である。</p> <p>2. また、水質汚濁防止法等に定められている水銀、鉛、カドミウム等の有害物質の製品中への使用に関しては、資源有効利用促進法の指定省資源化製品、指定再利用促進製品の判断基準において扱われているところであるが、これを更に確実なものとするため、有害物質の含有量・率が大きいものについては、産構審リサイクルガイドラインに具体的な削減目標を盛り込み、着実な実行を求めている。その際、有害物質の扱いに関する国際的整合性に配慮する。</p> <p>3. LCA的な観点、安全性の観点及び経済性の観点から総合的に評価して、ケミカルリサイクルやサーマルリサイクルの取組を求めるべきもの（製品、副産物、残さ物等）の条件や基準（水準）をとりまとめるとともに、一定水準以上のケミカルリサイクルやサーマルリサイクルの取組を盛り込んだリサイクル率の定義を示し、今後の資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法（仮称）の運用に反映させていく。</p> <p>4. これらの取組全体を循環社会形成推進基本計画に反映させ、推進を図るとともに、取組の内容（進捗状況等）を消費者等に分かりやすく情報提供し、コミュニケーションを促進していく。</p>	<p>1. 資源有効利用促進法の対象品目、産構審リサイクルガイドラインの対象品目、排出量が特に多いもの、環境負荷物質を含有しているもの等について、業種・製品の現状及び今後の展望について、産業界の協力を得つつ、データの収集・整理を行った。今後、3Rの取組の高度化を求めるべき業種・製品を抽出し、法律や産構審リサイクルガイドラインに業種・品目追加を行い、取組を求めている。（再掲）</p> <p>2. 自動車業界は、カドミウム、六価クロム、水銀使用量の削減に自主的に取り組むことを決定した。今後、削減目標及びその達成時期を検討し、定める予定。今後、こうした取組について、他の業界にも求めている。</p> <p>3. 今後、容器包装リサイクル法におけるプラスチック製容器包装再生処理に係る収率の改定について検討していく。また、自動車リサイクル法の施行に向けて、自動車製造業者等が再資源化を実施すべき量に関する基準を定めるに当たっては、サーマルリサイクルを含めたリサイクル率の基準を定めることについて検討していく。更に、資源有効利用促進法や家電リサイクル法の運用に反映させていく。</p> <p>4. 平成14年2月に、中央環境審議会第7回循環型社会計画部会において、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会企画ワーキンググループ中間とりまとめを紹介した。また、平成14年5月に、中央環境審議会第8回循環型社会計画部会において、循環型経済システムの構築に向けた経済産業省の取組を紹介した。（再掲）更に、産構審リサイクルガイドラインや各種リサイクル法のパンフレットの作成や、循環型社会形成に関する経済産業省のホームページの内容充実等により情報提供に取り組んでいるところ。</p>

項目名	アクションプラン	取組状況
<p>【3Rの取組の実効性確保に関する施策の深化】</p> <p>1. 製品アセスメント手法の確立・普及及び3Rの取組の情報提供・コミュニケーション</p>	<p>1. 製品アセスメントについて、定性的な評価基準・方法を更に充実し、可能な限り定量的な評価基準・方法を盛り込んだ業種横断的な製品アセスメントガイドラインを作成するとともに、その評価基準・方法について可能な限り規格化（JIS等）を図っていく。</p> <p>2. 3Rの取組状況及び効果について、先進的な取組を行っている事業者・製品が市場において適正かつ明確に評価されるよう、環境報告書や環境ラベルを用いた事業者による情報提供を促進していく。その際、定性的・定量的な評価結果を可能な限り公開するとともに、指標化や指標の統合化について検討し、ISOの環境ラベル、JISマーク制度等を活用することにより、消費者に対して分かりやすい情報提供方法を確立するよう求めていく。</p> <p>3. グリーン購入法の運用については、3Rの取組が進んでいる製品の優先的な購入を推進するため、3R配慮設計等の上流や回収・リサイクルシステム等の下流対応がなされていることを、同法の判断基準に適切に位置づけていく。また、同法の趣旨が民間のグリーン購入・調達にも広がるように促していく。</p> <p>4. ISO等の国際規格に日本で整備した評価基準・方法が盛り込まれるよう、アジア諸国に対して適切な場・ルートを通じて情報を発信し、これらの国と連携して国際的な標準化プロセスに積極的に働きかけていく。また、欧米の先進国とも対話を深める。このためにも、可能な限り関連する資料の英語版を作成していく。</p>	<p>1. 「製品アセスメントマニュアル」（平成12年度経済産業省委託事業）について、業種・製品に応じた、より使いやすいチェックリスト及び優先的に整備すべき定量的指標を明らかにするための検討を行った。</p> <p>2. 日本工業標準調査会では、本年4月、環境・資源循環専門委員会 戦略WGにおいて、環境・資源循環に関する約130の標準化テーマを含む「環境JIS策定中期計画」を策定した。今後、本計画をベースに、環境・資源循環に資するJISの策定等に取り組む予定。また、ライフサイクルアセスメント（LCA）手法による定量的情報表示（タイプ環境ラベル）について、平成14年4月から、（社）産業環境管理協会がエコリーフ環境ラベルを本格的に実施したところ。</p> <p>3. 今後、グリーン購入法の基本方針に定める特定調達品目の見直しに当たって、品目の追加及び判断基準の提案を行っていく。</p> <p>4. 環境配慮設計（DfE）に関しては、ISOにおいてTRが近々発行予定。IECにおいても、ISOと連携をとりながら、電気・電子分野の環境配慮設計ガイドを作成することが決定した。今後の環境配慮規格全体の方向付けを左右することから、我が国からも、国内の技術・経験をベースにガイド案を提案予定（当該ガイドの国際標準化に併せて、国内でもJIS化）。また、アジア諸国との対話については、今年度から、タイ、マレーシアについては、グリーンエイドプランに基づく政策対話を開始した。また、国際社会への情報発信のために、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会企画ワーキンググループ中間とりまとめ、産構審リサイクルガイドライン、各種リサイクル法に関するパンフレット等についての英語版を作成した。</p>

項目名	アクションプラン	取組状況
2. 「リサイクル率」等の定義及び算出方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今後とも、各種リサイクル法（の運用）産構審リサイクルガイドライン等において、可能な限り、リサイクル率や回収率等の数値指標を適切に織り込み、関係者の役割分担に基づく事業者の取組の目標としていく。この数値目標は、経済的・技術的可能性及び関連する条件の下で段階的に引き上げるよう設定する。 2. 事業者による再生資源利用に向けた取組や、消費者等による理解や協力を促進するため、「リサイクル率」等の指標に関するガイドライン（指標の定義、算定方法、指標の確認の方法等）を策定していく。策定に当たっては、適切な作業委員会を設置し、その具体的内容を検討する。 3. 副産物のリデュースについては、資源有効利用促進法の特定省資源業種に係る副産物等の発生抑制等に関する計画の適切な指標を用いた運用により、リデュースの取組促進を実施していく。また、部品リユースについては、同法の特定再利用業種に係る再生部品利用計画の適切な指標を用いた運用により、部品リユースの取組促進を実施していく。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今後、各種リサイクル法（の運用）産構審リサイクルガイドライン等において、リサイクル率や回収率等の数値指標を適切に織り込んでいく。 2. 資源循環指標調査検討委員会（委員長は、早稲田大学理工学部の永田勝也教授）を設置し、事業者等関係者による指標の策定、改訂、公表等の用に供するよう、各種製品、素材等におけるリサイクル率の現状（定義・算出方法）リサイクル率の類型化・共通化へ向けた課題、展望等に関する検討等を通じて「リサイクル率」等の指標に関する考え方（指標の定義、算出方法、指標のモニタリング・公表等）をとりまとめた。 3. 副産物のリデュースについては、資源有効利用促進法に基づき、副産物等の発生抑制に関する計画の作成・提出を求め、取組の一層の促進を図っているところ。また、複写機の部品リユースについては、資源有効利用促進法の施行を受け、対応事例、再生部品利用計画様式等を記載した業界としての統一ガイドラインである「資源有効利用促進法対応ガイドライン」を作成し、業界としての取組の一層の促進を図っているところ。

項目名	アクションプラン	取組状況
<p>【3Rの取組の国際的側面での対応】</p> <p>1. 再生資源・中古製品等の輸出実態を踏まえた対応</p>	<p>1. 適切な調査や統計上の位置付けにより、製品や素材毎に国際的なマテリアルフローの実態把握に努めていく。その上で、国内リサイクルシステムの確立状況と併せて類型化を行い、上記の考え方に基つき、必要に応じ適切な国際マーケットの整備について検討していく。再生資源の国際マーケットを整備するため、再生品の品質や需給状況などの情報流通を改善する手法について検討していく。</p>	<p>1. 製品や素材毎に中古製品や再生資源の輸出について、実態調査を行った。また、環境省では、近時、再生利用できる廃棄物について輸出したいとの相談が増えていることから、審査基準の明確化を図るため、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の環境大臣の確認に係る審査基準等の案を作成し、パブリックコメントを募集しているところ。</p>

項目名	アクションプラン	取組状況
2. リサイクル政策のグローバル化及びリサイクル産業の国際展開	<p>1. 日系企業が中心となったアジア諸国等の循環型経済システムにおける上・下流対応を支援するため、日系企業の現実のニーズやアジア諸国の技術的能力等を調査し、グリーンエイドプラン等の経済・技術協力の活用を図っていく。</p> <p>2. 日系企業の生産拠点の国際展開の中で、(現地部品企業等からの)国際的なグリーン調達が進むよう、情報面等の環境整備を図る。</p>	<p>1. アジア諸国における日系企業のリサイクルに対するニーズの調査、中国沿岸部におけるリサイクル工場及び周辺情報に関する収集・整理を行った。また、今年度から、タイ、マレーシアについては、グリーンエイドプランに基づく政策対話を開始した。(再掲)更に、平成14年8月に、中国より我が国の家電リサイクル法に関する調査団が訪日予定。</p> <p>2. アジア諸国における日系企業の環境配慮製品の生産に対するニーズの調査を行った。また、情報通信機器メーカー18社は、電子情報技術産業協会内に「グリーン調達調査共通化協議会」を設置し、世界標準を視野に入れ、部品や材料をグリーン調達する際の調査項目や評価方法等の基準を共通化について検討を進め、グリーン調達基準をとりまとめた。</p>

項目名	アクションプラン	取組状況
3. 製品輸入に係る措置	1. WTOルールとの整合性を踏まえつつ、資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品の義務対象に輸入事業者も含める方向で、製品特性及び対象とすることの効果等を十分勘案して、製品の抽出及び勧告等の対象となる輸入事業者の規模について検討を行い、輸入事業者や外資系メーカー等と必要な調整を行っていく。	1. 家電製品について、事業者別の輸入販売量、輸入販売のサプライチェーンについて、実態調査を行った。今後、その他の製品も含めて実態調査を行い、製品の抽出及び勧告等の対象となる輸入事業者の規模について検討を行っていく。